

令和3年5月1日

令和3年度京都共栄学園中学校

「部活動に係る活動方針」

1. 部活動の意義

京都共栄学園中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学、芸術等に親しみ、京都共栄学園が目指す人材育成の一環として実施するものである。

2. 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって体力や技能の向上をめざすことのみ偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができる活動であることが大切である。

3. 部活動のあり方

京都府部活動指導指針（H30年4月策定）に則り、心身共に成長著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントを根絶した、安全で安心な指導を行う。また、顧問のみならず、専門的な知識を有する（外部人材）を活用することも可能とする。

4. 指導と体制

部活動の運営は、生徒の意見や個別事情も十分に反映させることが重要である。

(1) 活動計画・実施報告書の作成

顧問は毎月の活動予定表（書式は各クラブにより自由）を前月末に作成し、生徒・保護者に知らせる。

また、管理職には、活動予定表と同時に当該月末までの活動実績報告書（実施の有無のみを活動予定表に加筆した物）を提出する。

(2) 活動時間および日数について

ア. 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生

徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下週末という。)は少なくとも1日以上 of 休養日を設ける。)

ただし、公式戦として認められた大会やコンクールの1か月前からは、事前に学校長の許可を得た上、保護者の同意を得て(同意書)、実施することは可とし、週末連日の活動を認めるが、平日に休養日を1日以上は必ず設ける。

週休に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日(月曜日など)に振り替える。

イ. 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう1週間程度の長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

ウ. 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は4時間程度とし、できるだけ短時間に、生徒や顧問教員の過度の負担にならぬよう十分に配慮し、合理的でかつ効率的・効果的な活動とする。

エ. 始業前の早朝練習及び自主練習については、原則行わない。但し、特段の事情がある場合や、公式戦として認められた大会・コンクール等の1週間前に限り、顧問が必要と判断した場合は、事前に学校長の許可を得た上、保護者の同意を得て(同意書)、実施することは可とする。

(3) 安全配慮義務

ア. 活動場所の整備、部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。

イ. 事故の回避のための安全対策を講じるとともに、万一事故が起きた場合の医療機関・関係者への連絡体制を整備し、心肺蘇生や(AED活用)など危機管理マニュアルに基づき対応すること

ウ. 熱中症対策(WBGT測定器の「危険」判定時は活動を停止すること。)

エ. 雷探知機の活用と、雷鳴時には屋外の活動を停止すること。

5. 本年度の部活動

本年度設置する部活動について

運動部：男女バスケットボール部、硬式テニス部、陸上競技部、軟式野球部
文化部：吹奏楽部、美術部、理科部

6. 完全下校時間・・・17：30

7. 活動の制限

定期考査1週間前から終了日前日は活動停止期間とする。ただし、公式戦として認められた大会やコンクール2週間前に限り、放課後30分の延長を含めた練習を認める。(そのうちの土・日の練習についてはどちらかの半日練習に限る。)

8. 土・日・祝日などの警報発表時の部活動について

- 休校規定に準じる。
- 午前10時現在、警報が解除になった場合、12時より活動可能とする。
- 午前10時現在、警報発表中の場合、当日の部活動は中止とする。

9. 部活動の服装

休日の登下校については制服着用とする。

(※この活動方針は令和3年5月6日より実施)